

松浦市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月4日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 川下 高広

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 消防本部及び消防署（鷹島・福島出張所を含む）

3 監査の期間 令和3年1月4日から22日間

4 監査の範囲及び方法

令和2年度（令和2年11月末まで）の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。
- (5) 庶務・文書管理事務は適正か。

6 監査の結果

1 総括

今回の監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、軽易な事項として口頭注意し、記載を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 支出事務

【指摘事項】

ア 市内出張旅費において、市内出張旅費命令簿と市内出張旅費請求書を照合した結果、支給額が不足しているものがあった。

イ 旅費を減額して支給しているもので、出張命令書に根拠規定を記載していないものがあった。

(2) 契約事務

【指摘事項】

ア 耐震性貯水槽の新設工事において、検査報告の専決区分誤りがあった。松浦市事務決裁規程別表第2により適正に処理されたい。

イ 通信指令システムの更新業務委託において、総括監督員が検査員となっていた。

松浦市財務規則第96条第1項で、監督の職務を行う職員は原則として検査を行う職員と兼ねることができないと規定されていることから、原則として監督員と検査員は異なる職員を指定されたい。

**【指導事項】**

ア 随意契約としている委託契約のうち、実施伺に契約方法とその根拠となる地方自治法施行令の適用条項、1者随意契約とする財務規則上の根拠規定等が記載されていないものが見受けられた。適正に処理されたい。

イ 修繕契約について、修繕伺に記載された1者随意契約の業者選定理由が適正であるか疑義のあるものが見受けられた。随意契約は、契約方法の特例であることを十分認識し、可能な限り競争入札や複数業者からの見積書の徴取を行うなど、公正、公平で透明性のある契約となるよう努められたい。

ウ 修繕伺の起案より前に見積依頼をしているものがあつた。修繕伺の決裁後に見積依頼の起案をされたい。

**(3) 財産管理事務**

**【指摘事項】**

ア 使用許可申請書が「公有財産貸付更新申請書」となっており、使用料においても「貸付料金」と記載されているなど様式が不適正なものがあつた。申請書を受理する際は、申請書の記載内容を確認の上受理されたい。

イ 地区及び電力会社から提出された申請の許可についての起案において、松浦市財務規則第108条第1項第3号の規定に基づき承認と記載があつたが、第3号は「国、他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に供するもの」と規定されており、これに該当しない。適用号数については、適正に判断されたい。

**【指導事項】**

ア 地区からの申請の許可についての起案において、「使用目的を鑑み、松浦市行政財産使用料条例第5条第1項の規定により免除してよいか」と記載し、決裁を受け、使用料を免除していたが、減免申請書が提出されていなかった。適正に処理されたい。

イ 申請書に受付印及び供覧印の押印がないものがあつた。

**【意見】**

ア 行政財産目的外使用（電柱等）の使用料について、松浦市道路占用料徴収条例を準用して算定しているものがあつた。行政財産の目的外使用料については、松浦市行政財産使用料条例第3条において、土地と建物についての算定のみ規定されている。しかし電柱類や地下埋設物等の算定については規定がなく、同第3条のただし書きで「これにより難しい場合は市長が別に定める」とあるものの、現状において統一的な基準はない。規定がない使用料の算定に関しては、市有財産管理の総括的調

整に関することの担当課である会計課と協議の上、対応されたい。

#### (5) 庶務・文書管理事務等

##### 【指導事項】

ア 給与品・貸与品台帳における聞き取りにおいて、提出された台帳の様式が令和元年度から令和3年度の3か年分の給与・貸与についての記載欄のみであり、それ以前の台帳は別で保管されており、廃棄等の記載処理はしていないとのことであった。そのため、現時点において規則で定められた数量内で給与・貸与されているかの把握ができていない状況である。また、松浦市消防本部消防職員給与品及び貸与品規則第7条の規定に基づき制定された要綱（内規）第3条に「点数制」が規定されており、給与品が老朽化等により劣化しつつある場合に、給与品要望調査書を提出し、規定の点数以内で給与品の要望ができるが、台帳を見る限り、要望書に基づき点数以内で給与されたものであるか、業務用必要であるため、点数に関係なく給与されたものであるのか区別がつかない。適切な給与・貸与状況の把握ができるよう台帳の見直しも含め、改善されたい。

#### 7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和3年2月24日（水）までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を参照されたい。

## 監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日  
松浦市監査委員事務局

### 1. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

### 2. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

### 3. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

### 4. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの  
措置状況の報告は求めない。

### 5. 口頭指導（公表の対象外）

指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの  
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる  
必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。  
措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。